平成２２年（フ）第６４号
滋賀県彦根市芹橋１丁目３番17号
破産者　永田　憲一
１　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
２　一般調査期日　平成23年２月14日午後１時30分
平成22年11月18日　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４９７号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目３番２―811号
破産者　藤原　正三
１　破産債権の届出期間　平成23年１月19日まで
２　一般調査期日　平成23年２月16日午前10時
平成22年11月17日
さいたま地方裁判所川越支部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第１７４号
山口県岩国市今津町２丁目17番１号
破産者　有限会社藤岡工務店
１　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
２　一般調査期間　平成23年１月18日から平成23年１月25日まで
平成22年11月18日　山口地方裁判所岩国支部

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第４８４８号
千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番地
破産者　株式会社ビー・アイ・エス
特別調査期日　平成23年１月24日午後４時
平成22年11月17日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第２４６号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓50番地
破産者　平田建設株式会社
１　期日　平成22年12月８日午前10時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月18日　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４７号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八下33番地１
破産者　平田　雅昭
１　期日　平成22年12月８日午前10時45分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月18日　　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７９号
愛知県高浜市沢渡町３丁目２番地30　コーポシャルマン１―Ａ
破産者　日恵野好行
１　期日　平成23年１月31日午後３時40分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成１９年（フ）第２３８号
富山県高岡市問屋町51番地
破産者　株式会社金興産業
１　期日　平成23年３月17日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月17日　富山地方裁判所高岡支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第５３７４号
大阪市生野区巽南２丁目12番15号
破産者　株式会社キタムラ
異議申述期間　平成23年１月12日まで
平成22年11月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３７５号
大阪市生野区巽南１丁目６番24号
破産者　北村昭一郎
異議申述期間　平成23年１月12日まで
平成22年11月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９号
大分県日田市丸山１丁目８番30号
破産者　小野　和枝
異議申述期間　平成23年１月17日まで
平成22年11月17日　大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第４３号
大分県日田市大字日高1619番地17
破産者　齊藤　則康
異議申述期間　平成23年１月17日まで
平成22年11月16日　大分地方裁判所日田支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７４７４号
大阪市西成区花園南２―８―28―1207、住民票上の住所大阪市浪速区湊町１丁目２番17―3205号
破産者　井上　政勇
免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
平成22年11月18日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３０３０号
大阪市中央区城見１丁目２番27号
清算株式会社　株式会社エンタープライズ鶴見
代表清算人　清水　俊順
１　決定年月日　平成22年11月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１０号
山梨県甲府市朝気１丁目３番５号
清算株式会社　株式会社甲府製菓
１　決定年月日　平成22年11月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所

更生手続廃止

平成１９年（ミ）第８号
大分県国東市国東町浜3005―４、商業登記簿上の本店所在地大分県別府市大字鶴見1665番地の311
更生会社　株式会社ビイ・エフ・アール
管財人　上田　裕康
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件更生手続を廃止する。
３　理由の要旨　本件更生手続には、会社更生法236条１号に定める事由がある。
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続終結

平成２２年（ミ）第１号
大阪市北区兎我野町９番15号
更生会社　株式会社ホテル関西
管財人　塩路　広海
１　決定年月日　平成22年11月15日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ミ）第２号
大阪市北区兎我野町９番15号
更生会社　株式会社関西エコノミー
管財人　塩路　広海
１　決定年月日　平成22年11月15日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
大阪地方裁判所第６民事部

更生債権等の特別調査期間

平成２２年（ミ）第３号
兵庫県加東市栄枝字ヨリフジ405
更生会社　日本グリーン開発株式会社
特別調査期間　平成22年12月８日から平成22年12月10日まで
平成22年11月16日
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２２年（再）第３１号
兵庫県三木市吉川町吉安877番地の１
再生債務者　三明株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満１丁目７番20号　ＪＩＮ・ＯＲＩＸビル３階　あかし法律事務所　弁護士　明石　法彦
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し